

障害者文化芸術活動推進有識者会議 設置要綱

平成 30 年 8 月 8 日

関係省庁申合せ

平成 30 年 10 月 1 日改正

1. 趣旨

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るに当たり、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第 20 条第 2 項の規定に基づき、学識経験者から意見を聴くため、障害者文化芸術活動推進有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

2. 構成員及びオブザーバー

- （１） 構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- （２） 有識者会議に座長及び座長代理を置く。
- （３） 座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- （４） 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

3. 構成員の委嘱期間

委嘱の日の翌年度末とする。

4. 事務局等

- （１） 有識者会議は、文化庁**審議官**及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が、有識者の参集を求めて開催する。
- （２） 有識者会議の庶務は、文化庁**地域文化創生本部**及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において行う。
- （３） 有識者会議は、原則として公開とする。

(別紙)

障害者文化芸術活動推進有識者会議の構成員及びオブザーバー

(構成員)

今中 博之	社会福祉法人素王会理事長, アトリエインカーブクリエイティブディレクター
大塚 晃	上智大学総合人間学部社会福祉学科教授
岡部 太郎	一般財団法人たんぽぽの家常務理事
久保 厚子	2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク代表
重光 豊	特定非営利活動法人障害者芸術推進研究機構(天才アートK Y O T O) 副理事長, 京都市教育委員会指導部総合育成支援課参与
柴田 英杞	公益社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー、北九州市顧問・アーツディレクター
鈴木 京子	国際障害者交流センター(ビッグ・アイ) 事業プロデューサー
高橋 真知子	新潟県県民生活・環境部文化振興課長
田端 一恵	社会福祉法人グロー (GLOW) ～生きることが光になる～ 法人本部企画事業部副部長
中島 隆信	慶應義塾大学商学部教授
中島 諒人	演出家、鳥の劇場芸術監督、鳥取県教育委員(教育長職務代行者)
野澤 和弘	毎日新聞論説委員
原 隆	川崎市市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室 理事・室長
日比野 克彦	東京藝術大学美術学部長・教授
廣川 麻子	特定非営利活動法人シアター・アクセシビリティ・ネットワーク理事長
保坂 健二郎	東京国立近代美術館主任研究員
本郷 寛	東京藝術大学美術学部教授
森田 かずよ	俳優、ダンサー、Performance For All People CONVEY 主宰、特定非営利活動法人ピースポット・ワンフォー理事長

(五十音順、敬称略)

(事務局)

文化庁地域文化創生本部

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

(オブザーバー)

外務省

文部科学省

経済産業省

国土交通省